

基安労発 1225 第 3 号
令和 7 年 12 月 25 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

自動車運送事業者を対象としたドライバーのスクリーニング検査に係る
費用の助成制度の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度、国土交通省において、自動車運送業の労働者の健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援のため、令和 7 年度「被害者保護増進等事業費補助金」(※)において、新たに脳MRI検診等に係る費用の補助が開始されました。厚生労働省としても、労働者の交通安全確保の観点から、当該制度をご活用いただき、事業場において脳MRI検診等を実施いただくことが望ましいと考えております。

当該助成金のうち、健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援については、利用状況にまだ余裕があることから、貴会におかれましても、制度の周知及び利用促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該助成制度の申請受付期間は延長され、令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時までとなっておりますので、併せてご留意ください。

※令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページ

<https://hogo-zoushin.jp/>

<参考>

- ・運送事業に係る補助金を交付します（リーフレット）
- ・ドライバーのスクリーニング検査の支援を開始します（リーフレット）